

特定非営利活動法人 関西こども文化協会

2023 年度事業報告書

2023 年度実施事業一覧

	担当事業部	事業名	委託元
1	こども支援部	大阪市子ども自立アシスト事業(北エリア)	大阪市
2		大阪市不登校児童通所事業(サテライト住吉)	大阪市
3		友渕中学校「ほっとすぺーす」	友渕中学
4		子どもの居場所づくり事業「ティーンズスペース」「ごはんの会」	自主事業
5	相談事業部	大阪市中央こども相談センター休日及び平日夜間電話教育相談事業業務	大阪市
6		大阪府「24時間電話相談」に係る夜間・休日等の教育相談事業	大阪府
7		子どものためのLINE相談	自主事業
8		大阪府児童相談所虐待対応ダイヤル「189」等電話相談事業	大阪府
9		大阪府子どもの悩み相談フリーダイヤル対応業務	大阪府
10		いじめに係る子どもの悩み等に関する聴取等業務(通称「心のサポート事業」)	堺市
11	子育て支援事業部	地域子育て支援拠点事業 つどいの広場「ゆう」	寝屋川市
12		地域子育て支援拠点事業 つどいの広場「はる」	寝屋川市
13		地域子育て支援拠点事業 つどいの広場「こころ」	寝屋川市
14		地域子育て支援拠点事業 あさひ子育て広場「おさんぽ」	大阪市
15	安全確認	大阪府児童虐待相談に係る児童の安全確認等業務(中央・東大阪子ども家庭センター)	大阪府
16	総務研修	大阪府放課後児童支援員認定資格研修事業	大阪府
17		東大阪市留守家庭児童育成クラブ職員総合研修業務	東大阪市
18		大阪府要保護児童対策調整機関の調整担当者研修事業兼 大阪府市町村児童家庭相談担当者スキルアップ研修事業及び 大阪府市町村スーパーバイザー研修事業	大阪府
19		泉南市留守家庭児童会職員研修事業	泉南市

子ども自立アシスト事業（生活困窮者自立支援事業）

本事業は生活困窮者自立支援法に基づき、子どもの貧困の連鎖を断つことを目的とする。平成30年より大阪市から受託し、6年目の今年度は15名の支援員で148名の対象者に年間2246回の支援を実施した。

1. 実施内容

支援対象は生活困窮世帯と生活保護世帯である。生活保護世帯の子どもはケースワーカーを通じて、生活困窮世帯の子どもは保護者等の自立支援窓口への相談でつながる。受託から6年間の積み重ねの結果、保護者等と教職員への事業周知が進んだ。特に昨年度は、教員発の不登校対策地域連携の取り組み「つながる2023」（東淀川区）に参加し、その参加者から利用者につながった。また、地域のフリースクールとの連携をスタート、アシスト利用者をフリースクールに繋いだり、フリースクールに相談があった案件からアシストにつながったりと、これまで区行政、中学校と関係性構築と連携を図ってきたことを地域団体等にも広げる足掛かりができた。

本事業は不登校の生徒の再登校や卒業後の進学を必ずしも目標とはしていない。子どもと共に一人一人違う自立の姿を見つけることが基本であるが、結果としてこの6年間で189名の進学を果たした。

主に不登校の中学生に対して高校進学に向けた生活習慣改善や進路検討の情報提供、学習支援等を行う。①アウトリーチによる家庭訪問、②一対一で子どもと向き合うマンツーマン、③本人の希望に添ってカスタマイズの3つを基本に、挨拶や日常会話等のコミュニケーションを図ることから高校受験勉強まで支援内容は幅広い。面談は家庭訪問と来所面談で行われる。住居が狭小等で面談や学習に適さない環境の場合や運動も兼ねた外出誘導が必要な場合は区役所にて面談を行う。面談は主に雑談、ゲーム、学習で進められる。支援員は時間をかけて関係性構築に取り組む。面談や学習支援のほか、進路検討に必要なオープンスクールや高校見学への同行、ひきこもりがちになり不足する経験の場を補うため公共交通機関の利用練習、買い物付き添いなどの外出援助と多種多様な支援を行っている。

2. こどもの状況

令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要（文部科学省）において指摘されているように、児童生徒の休養の必要性を明示した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の趣旨の浸透による保護者の学校に対する意識と教員の不登校指導の在り方の変化は、現場でも肌で感じる。以前のように、引き摺ってでも登校を強要する保護者も教員も減った。甘やかしているとの批判もあるが、すでに生まれた時から「甘やかされて」育った子どもの方が圧倒的に多い。また、不登校児童生徒の半数は、不登校に至った要因が明確に答えられない曖昧な「無気力・不安」とする調査も、こどもとの面談を通して実感できる。理由がハッキリしなくても休める環境が後押ししているとの批判もあるが、「甘やかしている」のも大人であり、「無気力・不安」と分類しているのも大人である。こどもにとっては、誰かに報告するための理由や統計上分類するために必要な原因など、どうでもよいのではないだろうか。子どもの権利条約第12条「意見を表明する権利と聴かれる権利」、第31条「休憩・余暇・遊びの権利」に基づく不登校児の状況把握が望まれる。

3.大切にしていること

本事業において何より肝心なことは、支援対象のこどもから支援員が「この人には何でも話ができる」または「このこと（一番大事なこと）はこの人（支援員）にだけは伝えておく」と思ってもらえる信頼感であると考えている。どの支援員もこどもから、親にも先生にも誰にも話したことが無い事を打ち明けられた経験を有す。「先ず話を聞く」（話せないこどもには「話さなくても良いけど理解したい」とのメッセージを伝える）ことから始めた結果と考えている。支援員の誠実に丁寧に真摯に向き合う姿勢と傾聴と共感がこどもとの相互理解と意見交換を通じて、こども本人の意見形成、意見表明、自己決定へと発展していく。このプロセスが大切だと考える。

大阪市不登校児童通所事業 サテライト住吉

① こどもの状況

こどもたちそれぞれの不安に寄り添い、しんどさを受け止めることで居場所としての機能を果たすことができた。利用者数は平均して 3～5 人ほどだが活動プログラム時は通常の活動日より利用者が多くなった。また日数や時間を少しずつ増やすこどももいた。

緊張度が高く、音や光等の刺激に過敏なこどもとは、時間や人数にも配慮した上でスタッフとの関係作りに努めた。対話や簡単にできるボードゲームを通して少しずつ緊張もほぐれ、笑顔も見られるようになった。集団に苦手意識があるこどもには、スタッフを介して対話に参加できるようにしたり、興味関心のあることを共有する場を設けたりすることで、少しずつ集団に入れるようになり、こども同士で関わるが増えた。

通所での活動の様子をこども自身が写真に撮り、通所ノートに貼って言葉を書き入れることで表現方法のひとつとして機能した。それをこどもたちやスタッフが一緒に見ることで対話が生まれ、その時の様子や感想を共有することができた。

② 今後の展開

登録人数が増えて同時間帯に過ごす人数が増えると、どのように過ごしたらいいのか何をしたらいいのかわからない状況に陥るこどもがいた。「何をしてもいい」「何もしなくていい」というのは、活動の見通しが立ちにくいこどももいるため、それぞれに合わせた対応ができるようにスタッフ間で情報を共有しておく必要がある。

発達特性や対人関係の希薄化、経験不足によって他者との距離感を測るのが難しいこどもがおり、他のこどもたちが気を遣っている場面が見られた。双方にとって負担にならないような関係を作っていけるようなサポートが求められる。

活動場所の都合で活動に制限が出る場面もあるが、可能な限りこどもたちの要望に応えられるよう努めたい。

中学校内居場所づくり事業 友渚中学校「ほっとすぺーす」

実施状況

月別のべ利用者数

月度	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
稼働日数	19	12	4	19	19	17	14	15	19	13	151
利用のべ数	93	59	37	107	96	99	98	81	268	110	1048

本事業のきっかけは、大阪市立友渚中学校（都島区）より図書室を利用して別室登校する生徒の対応

を依頼されたこと。当協会が選任した支援スタッフ 3 名を配置し、校内で居場所づくりをスタートさせた。

スタッフについて学校管理職は「親でも教師でも区役所職員でもない、斜めの関係の大人の存在」「モデルはアシスト支援員」と話された。

ほっとすペーすは別室登校なので基本は自習になる。課題プリントや教科のワークブックなど自分で取り組む内容を決めることが出来る。ただ、教諭がついて 1 対 1 で教えることは出来ない。スタッフは利用する生徒に自習内容を尋ねたり、「分からんことは聞いてね」と声を掛けたりしてコミュニケーションを図る。わずかな時間を根気よく積み重ねることで、ポツリぽつりと自分のことや家族のこと、自身の気持ちを話し始める。ほっとすペーすでは、本を読んだり、絵を描いたり、生徒一人ひとり思い思いに過ごすこともできる。教諭によっては、好ましくないと感じているように見受けられる場面もある。生徒を指導対象とみているので「好きにさせる」ことへの抵抗は強い。一方で、教室をはなれてマンツーマンで生徒と関係性構築が図れる場として活用されている教諭もいる。教員間の温度差を感じつつ、変化の兆しもある。

利用している 28 人の生徒が、不登校に至った原因・理由は多岐にわたり、ステップファミリー、ネグレクト、ヤングケアラーなど世帯の課題が複雑に絡み合った複合型も多い。子どもアシスト事業から派生したこの事業を教育と福祉と地域（民間）の連携のモデルとして展開させていきたい。

子どもの居場所づくり事業

- ・ 10 代の子どもの居場所「ティーンズスペース」・子ども食堂「ごはんの会」

ティーンズスペースの閉所について

2012 年より 12 年間にわたり開設してきた 10 代のこどもの居場所「ティーンズスペース」を 2024 年 2 月 7 日に閉所し活動を終了する。

（閉所の理由）

- ・ ティーンズスペースを健全に管理運営するスタッフの配置が 4 月以降困難な状況になる。
- ・ ティーンズスペースを利用するこどもたちの安全と安心の維持が困難な状況であること。

（閉所日時）

- ・ 2024 年 2 月 7 日（水）小学生：18 時 中学生：19 時

（閉所にあたってこどもたちへの説明）

・ 1 月 31 日（水）16 時より、前述の閉所理由をこどもたちに話し、閉所に対しての理解を得る。参加したこどもから「残念だ」「仕方がない」など惜しむ声と状況を理解する声が出された。再開を期待する声も出されたが受け止めつつも目処がないことを伝える。

実施回数

こどもの居場所 ティーンズスペース 43 日 子ども食堂 ごはんの会 10 日



大阪市 24 時間子ども SOS ダイアル /大阪府すこやか教育相談

保護者がいじめや不登校、対人関係など様々な悩みを電話で相談できる窓口。子どもたちが相談しやすいように夜間や休日を含めた 24 時間体制を整えるため、平日昼間に大阪府教育センター・大阪市子ども相談センターが行っている教育相談を補完するものとして、大阪府・大阪市から委託され平日夜間及び休日の時間帯の対応をしている。

参考数字：大阪府 5,201,025 万人（大阪市・堺市除く）大阪市 2,757,642 人

	大阪府	大阪市
相談件数	子ども：307 大人：1097	子ども：1037 大人：668
相談が多かった月	子ども：7月・8月・10月 保護者：	子ども：4月・9月・12月 保護者：
相談者年齢子ども	小学生：33.7% 中学生：24.6% 高校生：17.3%	小学生：6% 中学生：10.2% 高校生：35.9%
相談内容 子ども ※文科省分類	心身の健康 121 件 家庭環境 33 件 友人関係 31 件 児童虐待 30 件 いじめ 29 件 不登校 3 件	心身の健康 519 件 いじめ 50 件
相談内容 保護者 ※文科省分類	心身の健康 228 件 家庭環境 219 件 不登校 122 件 児童虐待 52 件	

分 析：①子どもの相談は新学期や長期休み終了時期に相談が集中する傾向が強い。学校生活が大きく変化するため、不安が高まっていることが理由と考える。

② 相談件数は大阪府に比べ大阪市が3倍近く高く、昼間の相談件数もふくめ検証する必要があると考える。

③ 保護者の相談では心身の健康が上位にきており、相談事業においても保護者の課題や問題の解決を優先させることが「子どものウェルビーイング」につながるものと考え。

大阪府：子どもより保護者の相談が多い。保護者の相談件数の多さは、「心身の健康」に悩む保護者が子どもの「不登校」から、互いに密室で過ごす中で「家庭環境」に多くの影響を与えていることがうかがえる。「不登校」が親子共々、疲弊していく悪循環を生みだしてのではないだろうか。

大阪市：いじめ相談件数が昨年度より増加。「声を上げる」ことへのハードルが下がり、SOS や通告がしやすい環境が整いつつあることの結果と考える。

子どものための LINE 相談事業

1. 実施日

2023年4月1日～2024年3月31日 毎週水曜日・金曜日 17:00～21:00

対象者：大阪府内在住の小学校4年生～高校3年生

・相談件数：227件（令和4年度：184件）

2. 相談業務から見える子どもの状況

相談者の都合に合わせてことができやすいライン相談は気軽に相談ができることが利点である。

一定対象者を設定しているが、そのことに捉われずに全ての相談を受けられることは、自主事業だからこそできることであり、文字と文字の会話ではあるからこそ、人らしさあふれる対応を行うことを心掛けている。

今年度までは、水曜日と金曜日を相談日としていたが、週末である金曜日は子どもたちもゆっくりと過ごすことができるのか相談件数が少ないことが続いたため、2024年度は相談曜日を、週初めでしんどくなることが多いと思われる月曜日と、従来から相談が多くあった水曜日に行くこととした。

3. 相談員としての1年間のふり返り

・「家族に心身の辛さをわかってもらえない」などの相談を何件も受け、数年前よりは「何かわからないけどモヤモヤする気持ち」「障がい」「病院受診」などが世間に理解し始められている印象を受けるが、まだ浸透はしきっておらず悩んでいる子どもたちが多いように思う。

大人であれば自分で病院受診やカウンセリングに行くことも可能だが、子どもたちは保護者の許可や付き添いが必要な場合も多く、スクールカウンセラーの予約や保健室登校や別室登校をしたいという希望があったとしても先生にその旨を話さなければならずハードルが一見高いように思う。話を聴きながら、継続的な相談先や避難場所のようなどころが必要そうな場合は最終的にそのようなところへの相談を案内することもあるが、相談員として、一時的にでも子どもたちの気持ちの落ち着きに繋がれば良いと思いついており、LINE相談にはそのような意義もあると感じている。

・文字のみで威圧的ではないように話すことの難しさを実感している。また、逆に文字のみの情報から状況を把握することの難しさも実感している。相談者が相談当初に語っていた悩みが本当の悩みではないことも多いため、根本的な悩みの本質を探り、聞き出す難しさを感じている。

相談内容の解決につながるヒントを一緒に考え、相談者が「ありがとうございました！」と言って相談終了になると双方のコミュニケーションがしっかりとれていたように思い、少しでも気持ちが前向きになれるタイミングに関われたことを嬉しく思う。しかし、解決方法がない時は無力な自分に悔しさを感じることもある。相談員をやるにあたっての難しさやもどかしさ、嬉しさを感じながら、多くの子どもの繊細な気持ちを聴かせてもらい一緒に悩み、考えることにとってもやりがいを感じている。

全国児童相談所全国共通ダイヤル「189」等電話相談業務事業

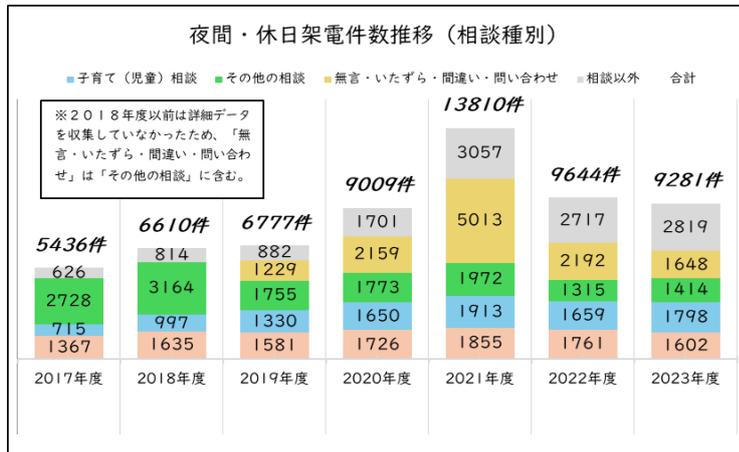
1. 事業概要・事業目的と利用者数・対応数などのデータ

事業概要：閉庁時間帯における①児童相談所虐待ダイヤル、②児童相談所相談専用ダイヤル、③夜間休日

虐待通告専用電話、④子ども専用子どもの悩み相談フリーダイヤルの4つの窓口に入る虐待通告、子育て相談、子どもからの相談に対し電話対応をする。その他、上記以外の理由で閉庁時間帯に児童相談所とつながることを求める架電者に対し、適切な助言、機関紹介等を行う。

事業目的：24時間365日子どもを虐待から守るため、即時的に緊急対応を行うため、複雑多岐にわたる子どもと養育者の悩みに応じ、子どもの健やかな成長を支えるために本業務を行う。

利用者数・対応数



2. 利用者から見えるこどもの状況

全架電件数の増減は2022年度と比べて大きな変化はないが、虐待件数が減少し、相談件数が増加していることが分かる。また、相談経路の内訳より、家族からの相談件数が増加し続けていることが示される。閉庁時間帯に保護者から児童相談所に入る架電の特徴としては、非常に緊迫している、煮詰まっている、疲弊している場合がほとんどであり、積み重なってきた子育てにおける悩みが限界に達し、感情があらわになっている保護者が多い。怒りが爆発して暴言が続いたり、子どもをいらないと投げやりに言っていたり、泣き叫んでいたりする電話において、保護者からのSOSとして受け止めながらも、その保護者とともにいる子どものことを想像する。相談経路別対応時間から分かるように、保護者からの相談は長くなる傾向にある。落ち着いていくまでに30分から1時間、1時間以上かかる場合もあるが、私たちにつながってくるまでに保護者の極限状態にまずさらされているのは子どもだと想像すると、からだに傷はなくとも、こころに負う傷はどれほどのものだろうか。

本事業に携わっていると、家庭の閉塞的な時間が長いことを実感する。支援者、支援機関に広くつながっている場合はめずらしくなく、家庭の困難さを周囲は認識しているが、人とのつながり、関わりが、単発的、一面的で、家族全体と継続的に関わる存在がないように推察される。様々な場面で間に入ってくれる存在がなく、大人も子どももその状況から逃れられなくなっている。限定的な視野、価値観のなかで育つ子どもはその親よりも生きづらさを感じるようになるのではないだろうか。安心できる居場所がなく、やり場のない気持ちをもつ子どもが、なんらかの形で当窓口を知り、つながってきてくれることを想像し、多様な在り方、生き方、育ちがあっという間、やりとりを通して感じてもらえるようになることを願う。



大阪府子ども専用子どもの悩み相談フリーダイヤル対応業務事業

1. 事業概要と架電件数・子ども本人からの相談件数

こどもが電話相談できる窓口。24 時間体制で稼働している内、9 時から 17 時 45 分までの架電に対応している。緊急性の高い可能性のある場合は子ども家庭センターへ当事業から情報提供、対応依頼を行う。

2023 年度の架電件数は以下の通り。※その他相談、相談以外を除く。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
虐待通告	1	2	1	1	4	1	1	1	0	1	2	5	20
子育て（児童）相談	27	11	7	21	12	12	14	6	8	7	12	7	144
合計	28	13	8	22	16	13	15	7	8	8	14	12	164

2. 架電から見てくる子どもの状況

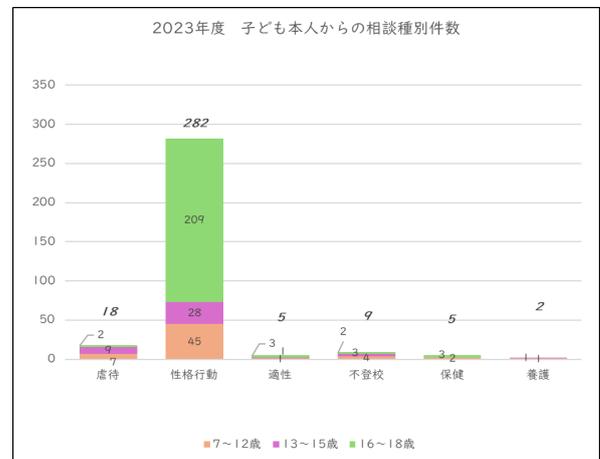
SNS でのコミュニケーションが一般的である現代のこどもが SOS を求める相談先として、「電話相談」という窓口が今も求められていることをデータの数字から感じ取ることができる。

「2023 年度 子ども本人からの相談種別件数」にも反映されている通り、こどもからの相談種別で最も多いのは「性格行動」であるが、内容は様々で、友人関係や親子関係の相談、学校での先生の関わりや自身の性別違和等も含まれる。自分がどうしてこんな行動を取ってしま

うのかという戸惑いや、時には「なんとなくしんどい」と主訴がはっきりしない、もやもやした状態で電話を架けてくるケースもあった。虐待相談では、「初めて家のことを相談した」というケースもあり、家庭内のことだからこそ誰にも相談できないと考えるこどもの姿が見えた。

架電から総じて受ける印象は、こどもが持っている気持ちがあり、言い分があるということだった。保護者、学校の先生、スクールカウンセラー、SNS 等の相談ツール。こどもの周囲には「話せる先」が複数あるように思われる。しかしこども本人が話せる、聴いてくれると思う相手がどれくらいいるのか。

「どう話したらいいかわからない」と言いながらも電話を架けてくれたこどもから「聴いてほしい」という思いが伝わってくるように感じる。こどもが置かれている環境では、現状その思いを受け止める先があまりに少ないように思われる。



いじめに係る子どもの悩み等に関する聴取等業務（通称「心のサポート事業」）

1. 事業概要・実施状況

事業の目的：「いじめ」により心身に負担を抱える子どもに対し、専門的技術を有する聴取員が子どもから直接聴き取りを行うことで、より正確な子どもの意向や意見を把握し、子どもの気持ちにあった対応をより早い段階で行い、いじめの早期解消につなげることを目的とする。

2. 利用者から見えるこどもの状況

①子ども自らが「いじめ」に対して意見・意向を表明したい場となれているか

子どもから同意が得られていることが聴取の条件ではあるが、子ども自らの希望ではなく、保護者の思いや意向から当事業につながる。聴取対象者である子どもがどのような気持ちで聴取の機会に望んでいるかの確認と丁寧な説明が必要とされるが、子どもが事前に当事業を理解できているかの確認はなかったようであった。

②聴き取り状況の様子と気づき

学校でのいじめが解決していない、からかいが続く、子ども本人のプライバシーがさらされる、恐喝されるような事案がつながってきている。

聴取員との対話を通して、自分自身の思い・意見・意向を話したり、時には聴取員が用意した紙に自分の思いを書くことで最終的に自分の希望を形にして面談を終えることができたり、保護者や学校にその希望を伝えることにつながっている。また、起こっている事象において子ども本人が話したい気持ちになっていない場合（なににおいても「わからん」と応答するなど）には、遊びを通じて聴取員と関係を築き、聴取の場が子ども本人にとって安心できると感じられることを第一目標とした。

どのケースも聴取後は、子どもの意見や意向に基づき支援室が保護者に対してフィードバック・助言、必要に応じて学校とも連携を図り、子どもの登校や学習機会の確保(進路)、生活改善に結びついているということである。

子どもが多くの時間を過ごす、あるいは影響のある学校現場で自分の思いや意見を聞いてもらえなかった、聞いてもらったり自ら伝えてはいるが本人が理解できたり、見通しを持てるような対応をしてもらう機会がなかったのではとも思われた。

地域子育て支援拠点事業

寝屋川市「ゆう」「はる」「こころ」 大阪市旭区「おさんぽ」大東市「リュッカ」

実施内容

開設日：火曜日～土曜日（年末年始・祝日は除く）

開設時間：10：00～15：00 ※ゆう 16：00まで おさんぽ 15：15まで

実施目的：概ねお0歳～3歳までのこどもと親の居場所づくり。

活動実績

広場名	おとな	こども	計
ゆう	1,306	1,502	2,808
はる	1,319	1,459	2,778
こころ	1,417	1,510	2,927
おさんぽ	2673	2891	5,564

親子が安心して利用し、安全に過ごすことができる環境を設定。親子が一緒に遊んだり、利用者同士の健全な関係性の構築、子育て情報の提供などが主な業務。

近年、個別の子育て相談に応じる機会が増加。職員の専門性の構築も必要とされている。

つどいの広場「ゆう」

利用者から見えるこどもの状況

少子化に伴い他者とのぶつかり合いに親も子も慣れておらず、トラブルを起こしそうになると、親はこども同士を離そうとしてしまい、ますます、他者との関係性の経験不足になっている。又、親たちも同様な環境で育ったために、子育ての中において子ども同士の関係性を学ばせることが苦手であることが推測される。そのような場合、支援員は子ども同士の間に入り仲良く遊べるように声かけをして見守り、こ

どもが他者とのかかわりを経験できる場を提供している。

母親は仕事に育児、習い事やワンオペ等、多忙を極めており、こどもとのかかわりを楽しいと思えない時があり、しかし、こどもは親とのかかわりを求めている。その状況は、母親に余計にストレスを与え、悪循環に陥っている場合が多い。

このような中、「ゆう」では、親の言葉を丁寧に傾聴し、その気持ちに寄り添いながら、親同士をつなげ、親子で遊ぶことを通して親が元気になり、こどもと向き合う心の余裕が生まれたらと考え支援を続けている。

スタッフ面談の際に、1年間で印象に残った出来事に「すごく険しい顔をして来所された母親が帰る時には別人のような笑顔で帰られた」というエピソードを語った。ゆうが運営している三井小学校の先生にも「お母さん達が来られる時はしんどそうな顔をして入っていかれるのに、帰る時はみんなすっきりとした笑顔で帰られている」と言われた事を、その時に思い出した。それは、ゆうが目指す「今日ここに来て良かったと思いながら帰宅する」ことが実現できていると確信できる言葉であった。

いかに母親の状況を読み取り、私たち広場の役割を考える事も大切だと考えている。



つどいの広場「はる」

利用者から見えるこどもの状況

新型コロナウイルス感染症の位置づけが令和5年5月8日から「5類感染症」となり、6月13日より通常広場利用の予約制や保護者の利用人数の制限の廃止、また午前と午後の2部制を廃止し、ランチタイムを再開した。様々な制限の廃止は利用者にとって来所のハードルを下げることになり、利用者は徐々に増加してきた。広場は部屋が分かれているため、ランチタイム中も遊びに来た利用者の受け入れがしやすく、各家庭の生活リズムに合わせて来所することができている。

いつも12時前に昼食を持たずに来所してくる親子がいる。そのこどもは自分の遊んでいたおもちゃを他のこどもに持っていかれそうになるとかんしゃくを起こすため、母親は毎回こどもを落ち着かせるのに苦労し、他の利用者にとっても気を遣いながら過ごしていた。ランチタイムに参加しないその親子にとって、他の利用者が食事をしているその時間はゆったりと心穏やかに過ごすことのできる時間となっている。その時間にスタッフと話をすることも多く、少しずつ育児の悩みをスタッフに話してくれるようになった。「ゆっくりと話を聞いてもらえて嬉しかったです」と言ってくれることもあり、寄り添うことの大切さを改めて感じる事ができた。

コロナ禍は制限が多く他者との関わりを積極的に持ちにくかったこともあり、親も子も他者との関わり方が分からず、個別で遊ぶ・過ごす姿が多かったが、コロナ禍が解消された今も尚、そういった親子がまだ多いように感じる。

広場では来所するこどもの低年齢化が進んでおり、最近では利用するこどものほとんどは一人遊びが主流の0歳と1歳児となっている。そのため、こども同士と一緒に遊ぶ場面が少なく、こども同士のか

かわりをきっかけに自然と保護者同士の距離が近くなる機会が少なくなった。また広場の利用目的が、こども同士の関わりを求めてや「ママ友」づくりではなく、保護者自身がゆったり過ごすためという目的が増えた。

近年、共働き家庭が増え、産後早期に社会復帰を目指す母親が多く、保護者の大半が育休中であったり、就労を希望している。この1年間は、保護者同士の会話が、保育園の情報交換や保育園の選び方についての内容が多いことが印象的であった。

育休を取得した父親も含め、父親の広場利用も少しずつ増加している。積極的に子育てに関わり、こどもと過ごす時間も増え、こどもとの心の距離感も以前に比べて近くなったように感じる。広場を身近に感じてもらい、より多くの父親に足を運んでもらえるような広場づくりをすることが今私たちに求められていると感じている。



季節イベント



通常イベント

つどいの広場「こころ」

利用者から見えるこどもの状況

つどいの広場こころは、10月で10年目を迎える。

開所当初に比べると、この2、3年は母親が育児休暇中(主に0～1歳児)の利用が大半を占めており、母親の職場復帰までの親子の居場所として日々来所している。

また、父親の広場利用も年々増加傾向にあり、当初は年に1～2名程と広場を利用することに対し、抵抗を感じている父親も多く見られたが、昨年度は、43名と毎月3名程の父親が、土曜日を中心に広場利用や出前広場に参加している。

共働き世帯に限らず“夫婦で子育て”が進む中で、一時預かりや保育園(所)を利用するなどし、母親や父親がリフレッシュ出来る時間を確保するだけでなく、こども自身も、親以外の大人と接する機会や同年齢のこどもが傍にただで、互いに刺激されている姿が広場内でも見られる。更に、InstagramなどSNSからの育児情報の収集が主流となっており、いつでも便利にリアルタイムで調べることができるため、家庭内での日常的に起こる“迷い”や“悩み”のストレスが軽減されやすいこともあり、こどもへの接し方や対応が穏やかな様子が伺え、こどもの表情も緩やかになっているように感じている。



赤ちゃん会の様子



中学生の職業体験の様子

あさひ子育て広場「おさんぽ」

利用者から見えるこどもの状況

あさひ子育て広場「おさんぽ」は、令和5年度より5年間の運営を受託し、2年目の春を迎えた。現在職員は5名、利用者の様々な声を聴けるよう、20代から50代まで幅広い年代の力を活用している。令和6年4月からの登録数は新規26世帯、更新85世帯、計111世帯となった。また区の支援課も新体制となり、新たな出会いの中スタートした。(5/13現在)

この春、保育所等に入所をした親子や転居したご家庭など、新生活をスタートした方がたくさんいます。土曜日などの登園しない日には親子で来所し、園の様子や復職など新しい生活の様子を語ってくれる。その反面、保育所に入所希望が叶わなかった親子も大勢いた。今年、大阪市旭区では、保育所入所希望者が殺到し、全区の中で、入所困難区として初のワースト1位となった。広場では入所相談会などを季節毎に実施した。昨年度は予約数を増やし対応していたが、予約日に即満員になる状況であった。中には、近所に実家や協力者もおらず、認可外保育園もキャンセル待ちと言われ「もう、どうしたらいいかわからない」と不安な気持ちを語る母もいた。生後1年前後の幼い子と過ごす大切な時間に、復職の焦りや不安と戦い続ける養育者の心情は穏やかなものではない。そんな中、養育者が広場に出向き、職員や他の親子と話をすることで、不安や不満が少しでも軽減されればと願っている。

また、来所きっかけとして区の広報(ラインなど)や赤ちゃん訪問時の助産師さんに教えてもらった、等が増え、イベントの予約開始日になると新規の方からの問い合わせも多くなった。

今年度は、去年のアンケートから要望の多かった「子どもの歯のはなし」や「親子リトミック」「親子ふれあいマッサージ」など、親子で楽しめる新たな講座を多数企画、実施予定。また、地域の安全を守る警察署からは「おしえておまわりさん」と題して、日頃から気を付けてほしい「防犯の話」を生活安全課と実施した。警察署の人気マスコットも初来所し、笑顔と泣き顔が混ざった撮影会となった。この講座では、犯罪から子どもを守る為に日頃から、おとなにできることは何か、を考えるきっかけになることを期待している。



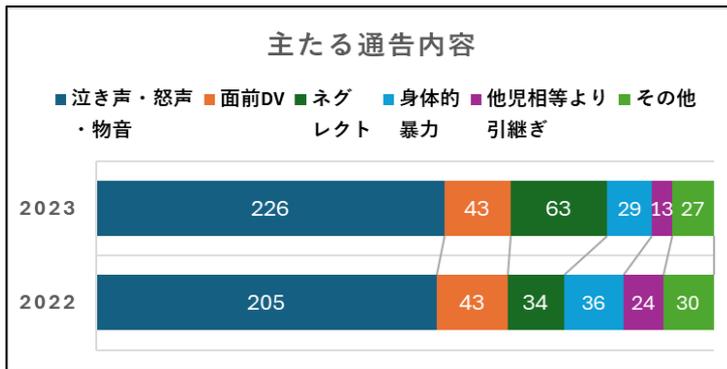
広場親子交流の様子



「おしえておまわりさん」講座の
あさひまもる巡查

大阪府児童虐待相談における児童の安全確認等業務 (中央・東大阪子ども家庭センター)

通告後48時間以内の児童の安全確認を主たる目的として当該家庭を訪問する。併せて、当該家庭のリスクアセスメントのための情報収集(調査でなく対話の中で)、不適切な養育への気づきのため、情報提供及び注意喚起、相談先の情報提供、保護者の頑張り、困り感、辛さ、戸惑い等への寄り添いと受け止め等を行う。担当2センターに各1チーム(マネージャー1名、訪問員2名)を配置している。



<主たる通告内容>

●受託事案の主たる通告内容は、泣き声・怒声・物音が最も多い。ネグレクト疑い（夜間の自宅放置・迷子・幼児だけで公園遊び・食事を作っていない等）の前年からの増加が顕著。ネグレクト疑いは通告者が特定されぬよう、情報収集や注意喚起時に特別な注意を必要とするケースが多い。

【2023年度の取組み実績】 -児童虐待防止へ向けて、量と質の両面から取組む-

① 量を増やす

稼働率の低さを課題と捉え、子ども家庭センターに稼働率推移を示し、委託に上がってこない事案の中味の点検を依頼し協議、過去の委託事例の共有等も進めてきた結果、年間で前年度より5%向上した。連絡が取れず苦慮していた家庭に、居住しているかの確認や手紙投函のみの依頼等にも柔軟に対応している。

② 質を上げる

a.事業独自研修 進め方にも工夫

「マルチリートメント」「DVと面前DV」をテーマに実施。従来から年2~3回、事業独自に研修しているが、年間計画に基づく4か月サイクルに変更、外部講師による講義と約1ヶ月後に同テーマでワークするセッションとをセットにした。また、振り返りミーティング時に欠席者へのフォローや関連テーマで意見交換を行うこと等も加え、講義の聞きっぱなしにならないよう、知識・スキルの定着化に注力している。

b.待機時間を活用した訪問振り返り zoom ミーティング

以前から各自で訪問振り返りを行うよう勧めてきたが、9月から「負担をかけず楽しく」をモットーに、zoomを活用したミーティングを開始した。訪問待機日に当日のマネージャーが主催、シフト訪問員は自宅から参加する。zoom初心者には配慮を重ね、今では全員に抵抗感はない。疑問解消・しんどさやもどかしさの吐露・失敗談・良い例の紹介等を行っている。寄り添いの語彙が増えた、追体験ができる、親近感が増した等概ね好評。最中に訪問依頼電話が入り中断することもあるが、3月末までに61回実施、継続は力なりを実感している。簡単な記録を取り、共有優先度の高いものはマネージャー間で共有し、即実務に活かしている。

c.訪問員の基本動作の自己評価と自己改善の取組み

訪問員の基本動作を26項目にまとめ、自己評価に用いた。当初は新人訪問員育成の指標づくりが目的だったが、振り返りミーティングでベテラン訪問員への適用ニーズも見えてき

「よい整理になった。苦手な部分があった」の声があがり、自己改善の取組みにつながっている。

大阪府放課後児童支援員研修の小括、並びに令和6年度の課題について

NPO 法人関西子ども文化協会

大阪府放課後児童支援員認定資格研修プロジェクトチーム

(1) 10年目を迎える大阪府放課後児童支援員認定資格研修（受講満足度の高い研修）

2015年から始まった大阪府放課後児童支援員認定資格研修は本年度10年目を迎えることになる。

この間、大阪府では約 6,500 名の放課後児童クラブ支援員が受講を終え支援員資格を取得した。ここ数年間はコロナ禍のなかでも、研修会場の座席間隔や空調の工夫など 3 密対策に万全を期し、滞りなくすすめてきた。なお、研修ごとに受講生の皆さんに「評価シート」を記入していただき、「評価結果」を担当講師の皆さんに伝え、次回の参考にさせていただくように努めてきた。その結果、毎回 90% 近い受講生から「よく理解できた」、「参考になった」との評価を得ている。

(2) 本年度の研修の重点ポイントについて—研修の成果—

通園バスでの幼児置き去り死亡事故をはじめ、幼児・児童への虐待など「不適切保育・教育」など子どもを取り巻く生命と安全対策が重要な課題になっている。また、能登半島地震災害のように地震や火災、洪水などの自然災害への緊急避難と安全対策も放課後児童クラブ支援員が身につけておかなければならない基本的素養である。

そこで 16 科目の研修科目に準じて取り組みをしたが、とくに「放課後児童支援員の社会的責任や職場倫理についての自覚と責任体制」（職場倫理と責任体制）、「自然災害等緊急避難と安全対策」の 2 点については、どの科目においても留意して研修を進めた。その結果、ヒアリハットへの関心を高めること、緊急対応マニュアルの見落としへの反省など、経験年数に関わらず改めて重要性を再確認できた。

(3) 令和 6 年度の研修の留意点について（若年化と年齢構成の変化に対応した研修の工夫）

大阪府の研修は毎年 700 名前後の放課後児童支援員を対象に実施している。下図は平成 27 年この研修が始まった第 1 回の受講者と 9 年後の受講者の勤務経験年数別のグラフ。しかし昨年度は受講者の 9 割近くの人が経験年数 5 年未満の支援員で、2 年未満の支援員も 200 名以上に上がった。勤務経験の長い受講者はすでに本研修を受講したと考えられるが、他方で、放課後児童支援員の若年化傾向、高齢化傾向および早期離職と「職業的流動化」が起きていることも事実。

昨年度の報告では本研修の役割が「放課後児童支援員の職業的専門性を高めることによって支援員自らが仕事に誇りをもって取り組めること。そのことを通して子どもの豊かな成長に寄与できること。」を指摘した。しかしながら、放課後児童クラブ支援員の若年化と高齢化、早期退職傾向が進行することによって、専門的力量的蓄積、仕事の継続が十分に図られているかが危惧される。

次年度は、放課後の子どもの重要な居場所である「放課後児童クラブ」のもつ意義を再確認するとともに、とりわけ「支援員の仕事の継続性」に留意して研修の在り方を工夫することを重要な課題にしたいと考える。

実施科目

①放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容	⑨子どもの遊びの理解と支援
②放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護	⑩障害のある子どもの育成支援
③子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ	⑪保護者との連携・協力と相談支援
④子どもの「発達」を理解するための基礎知識	⑫学校・地域との連携
⑤児童期(6歳～12歳)の生活と発達	⑬子どもの生活面における対応
⑥障害のある子どもの理解	⑭安全対策・緊急時対応
⑦特に配慮を必要とする子どもの理解	⑮放課後児童支援員の仕事内容
⑧放課後児童クラブに通う子どもの育成支援	⑯放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

東大阪市留守家庭児童育成クラブ職員総合研修

1, はじめに

令和5年度研修は43科目、延受講者数2074名。

受講しやすい環境を整えることを目的に令和4年度より「中級研修」「上級研修」の枠を外し、テーマ別研修としたことにより受講者数は令和4年度1567名、令和5年度2074名と多くの支援員のみなさんが受講することができた。

2, 支援員は何を学んだのか

研修のリフレクションシートには、子ども理解が進んだこと、子どもの権利を尊重する姿勢の重要性、支援員としての役割・責務、児童クラブの社会的意義など、子どもの豊かな放課後実現に向けて必要な学びを習得することができたとの意見が寄せられた。

その一方で、学びが深まるほど現実とのギャップを大きく感じる支援員もおり、労働環境、同僚性も含めた職場環境、保護者課題などをどのように改善していくかの検討の必要性が迫られていることを実感する。ただ、各児童クラブで改善できることには限界もあり、行政の協力を得て改善していくことなど、その具体的な方法も含めて解決策を考える場を提供することが急務だと考える。

3, エssenシャルワーカーとしての職業観

近年、発達に課題を持つ子どもの増加、自己主張の強い保護者の増加など、支援員が対応すべき内容もまたあらたに増している。「発達障害についての理解」「特に配慮を必要とする子どもへの対応」研修では、「理論」は理解できるが日常のクラブ生活において対応の困難さを訴える意見が多く寄せられている。このように課題を持つ子ども対応や保護者対応に困難を抱える児童クラブや支援員も増加している。また、業務に取り組めば取り組むほど支援員が疲弊していく状況があり、仕事に対するモチベーション維持に困難を示す支援員もいる。

コロナ禍において、児童クラブは社会が必要とする子どもの居場所であり、働く親を支援する仕事でもあることが明確になった。社会的には「エssenシャルワーカー」と表現され、医師や看護師、保健師、保育士と同等の評価を得るようになった。しかし、児童クラブ支援員の仕事の現実には社会的評価とは程遠い厳しい労働環境であり、子ども支援、保護者支援を担うには困難な状況が続いている。

4, 子どもの豊かな放課後の実現を目指して

この研修を実施して7年が経過した。この間、支援員は研修で学びを深めることの重要性を理解し、現場（各児童クラブ）で工夫する支援員が増えたことも事実である。

7年間の研修は確実に支援員のこども対応や理解度の変化を促すことができたと思う。子どもの権利を保障し、子どもを中心とした児童クラブ運営を目指す支援員が増えた。「学ぶ」ことが「支援の質を向上」させ、このことが子どもの放課後の幸せを実現し、保護者支援になっていることも事実である。

今後の研修においては、これまでに学んだ理論を実践に結び付ける取り組みが必要だと考える。そのためには、教育委員会社会教育部青少年育成課、各児童クラブ運営事業者、当法人プロジェクト会議メンバーが協働し、「子どもの最善の利益実現」に向けた仕組みづくりが必至だと考える。

以上

実施回数43科目 24日間 講師数12名 受講者数 2074名（のべ人数）

実施科目

初任者研修	障害児に対応するための専門研修
放課後児童クラブって何だ？	発達障害についての理解(講義)(演習)
放課後児童支援員等の仕事と役割	特に配慮を必要とする子どもへの配慮(講義)(演習)
子どもとの関わりの実際①②	障害のある子どもの理解(講義)(演習)
子どもとの発達と遊び(講義)(演習)	障害のある子どもの育成支援(講義)(演習)
遊びの実技講座①②	
全体研修	
医療の視点で児童クラブにおける子どもの生活を守る重要性を考える	児童期の子どもの発達
子どももおとなもしんどくない放課後児童クラブの生活を考える	いじめ問題どう見る・どうする
ネット社会と子ども理解	
テーマ別研修	
事故防止と緊急時対応の実務とポイント(講義)(演習)	安全計画の策定(講義)(演習)
子どもとつくる行事・とりくみの立案と実施(講義)(演習)	保護者との連携・対応(講義)(演習)
学校・専門機関との連携(講義)(演習)	打ち合わせ・事例検討のポイント(講義)(演習)
記録と日誌の実務とポイント(講義)(演習)	育成支援計画の立案と実施(講義)(演習)
運営・管理業務の実際(講義)(演習)	自己点検評価と第三者評価(講義)(演習)
職員の連携と同僚性の構築(講義)(演習)	

大阪府要保護児童対策調整機関の調整担当者研修事業兼 大阪府市町村児童家庭相談担当者スキルアップ研修事業

以下、義務付けられた研修受講を通じて、より実践的な知識及び援助技術を習得することにより大阪府民への児童家庭相談援助の充実を図る。

- 1, 児童家庭相談所に要する専門知識及び援助技術の習得
- 2, 児童虐待通告に対する具体的な対応技術に関する演習
- 3, 要保護児童対策地域協議会の運営や関係機関との連携状況等に関する市町村の情報交換

受講対象

者大阪府内の要保護児童対策調整機関の調整担当者及び市町村児童家庭相談担当者

実施科目

講座番号	科目	講座番号	科目
1	子どもの権利養護と倫理	9	子どもの生活に関する諸問題(いじめ、不登校、引きこもり、非行等)
2	子どもと家庭相談援助制度及び実施体制	10-①	子ども家庭支援のためのソーシャルワーク(講義)
3-①	要保護児童対策地域協議会の運営	10-②	子ども家庭支援のためのソーシャルワーク(演習)
3-②	要保護児童対策地域協議会の運営(演習)	11-①	子ども虐待対応(児童虐待とは・援助指針・死亡事例)
4	会議の運営とケース管理(演習)	11-②	子ども虐待対応(DV)
5	児童相談所の役割と連携	11-③	子ども虐待対応(性的虐待等)

6-①	子ども家庭相談の運営と相談援助のあり方(相談業務・受理のあり方・援助決定の流れ)	11-④	子ども虐待対応(ロールプレイ研修)
6-②	子ども家庭相談の運営と相談援助のあり方(演習)	11-⑤	子ども虐待対応(ロールプレイ研修)
7-①	社会的養護と市町村の役割(施設)	12	母子保健の役割と保健機関との連携
7-②	社会的養護と市町村の役割(里親)	13	子どもの所属機関の役割と連携
8-①	子どもの成長・発達と生育環境	14	子どもと家族の生活に関する法令と制度の理解と活用
8-②	子どもの成長・発達と生育環境(保護者の精神疾患等)	-	グループワーク(課題等について情報共有や意見交換)

大阪府市町村スーパーバイザー研修

実施目的

近年、児童虐待件数が増加し、迅速かつ確な対応が求められていることから、「市町村職員の専門性及び組織対応力をより向上させるために、指導者としての役割を担う職員研修

受講対象者

府内市町村児童福祉主管課におけるスーパーバイザー(大阪市・堺市を除く)

実施科目

市町村・虐待対応課、要対協に求められる共同アセスメントと共同プランニングのポイントと具体的手順
市町村と児童相談所(子ども家庭センター)との効果的連携のポイント
個別ケースマネジメント 具体的ケース(1~2 事例)から見る、困難な保護者対応(指導・支援)、子どもからの聴き取り等の具体的スキル、学校園及び医療機関等との具体的・効果的な連携方法
類型別ケースマネジメント(1) 軽度~中度ケースから見るアセスメント、プランニングのポイントと具体的方法
類型別ケースマネジメント(2) 重大ケース(重度~最重度、死亡事例等)から見るアセスメント・プランニングのポイントと具体的方法
類型別ケースマネジメント(3) 重大ケース防止のための進行管理のポイントと問題発生時の具体的対応(再アセスメント、プランニング、プランの実行、子ども家庭センター等との連携方法)等
SVの具体的役割

泉南市放課後留守家庭児童会職員研修

受講者数 54名(のべ人数)

実施科目 ①児童クラブの安全性と安全管理 ②発達に特性を持つ子ども支援を学ぶ子どもの発達と特性を学び、子ども理解を深める。

こどもの状況

「こどもたちの豊かな放課後の実現」に向けて泉南市が独自研修を実施。研修には泉南市児童クラブ全職員が参加。大阪の南の端に位置する地域であり、児童クラブを利用するこどもたちも比較的落ち着いている。よって、児童クラブ運営も安定しているようで、大阪府認定資格研修で見受けられる支援員のしんどさや疲弊感は見受けられない。しかし、支援員に向ける「暴言」は泉州地域独特の表現も入り交じり、

傷つく職員も多い。また、発達に特性もつこども対応に悩みを抱える支援員も多く、この点は大阪府内の児童クラブと同様の状況が見受けられる。

これらの課題を解決するために児童クラブの実態・こども・保護者の状況に対応できる研修を実施。その内容は以下に記載する。

2023 年度会計報告

貸借対照表

(単位:円 令和6年3月31日 現在)

《資産の部》			
【流動資産】			
(現金・預金)			
現金	105,505		
普通預金	73,900,672		
現金・預金計	74,006,177		
(売上債権)			
未収金	20,610,204		
貸倒引当金	△123,000		
売上債権計	20,487,204		
(その他流動資産)			
前払費用	1,153,701		
その他流動資産計	1,153,701		
流動資産合計		95,647,082	
【固定資産】			
(有形固定資産)			
建物	1,624,320		
建物附属設備	604,146		
有形固定資産計	2,228,466		
(投資その他の資産)			
保証金	4,579,790		
投資その他の資産計	4,579,790		
固定資産合計		6,808,256	
資産の部合計			102,455,338
《負債の部》			
【流動負債】			
未払金	17,092,794		
前受金	55,000		
預り金	1,423,116		
未払法人税等	1,277,500		
未払消費税	2,178,500		
流動負債計		22,026	
負債の部合計			22,026,910
《正味財産の部》			
【正味財産】			
前期繰越正味財産額	77,236,634		
当期正味財産増減額	3,191,794		
正味財産計		80,428,428	
正味財産の部合計			80,428,428
負債・正味財産合計			102,455,338

活動計算書

(単位:円) 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日

【経常収益】	
正会員受取会費	266,000
受取寄付金	1,370,866
受取助成金	190,000
受取補助金	4,653,000
受託事業収益	194,810,592
その他事業収益	1,435,572
受取利息	798
雑収益	90,523
【経常収益】合計	202,817,351
【経常費用】	
人件費	155,305,105
その他経費	32,885,415
事業費計	188,190,520
【管理費】	
人件費	7,266,558
その他経費	2,890,979
管理費計	10,157,537
経常費用計	198,348,057
当期経常増減額	4,469,294
【経常外収益】	
【経常外収益】合計	0
【経常外費用】	
経常外費用計	0
税引前当期正味財産増減額	4,469,294
法人税、住民税及び事業税	1,277,500
当期正味財産増減額	3,191,794
前期繰越正味財産額	77,236,634
次期繰越正味財産額	80,428,428

役員名簿

代表理事	弁護士
常務理事	職員
理事	こども病院理事長
	公認心理師・臨床心理士
	大学教授
	大学名誉教授
	新聞記者
監事	税理士事務所 代表税理士

特定非営利活動法人

関西こども文化協会

大阪府中央区平野町 1-3-12

aj デイナスティ大手前ビル 201 号室